

特集 「DV(ドメスティック・バイオレンス)」

話してくださって、ほんとうに、ありがとう

行政機関心理相談員
ことぶき研究所 所長 psychotherapist せきの まりこ
関野真理子



はじめに

人は、困った状況にあって、毎日辛いことを我慢していたとしても、そこに「言葉」が与えられないと「助けて」と、誰かに伝えることもできません。声にならない叫びを抱えて、どうしていいのかわからなくなったとき、「もしかしたら…」と、そのときに伝えられる言葉を持ってくださるように、親密な関係での暴力について説明していこうと思います。

1.DV(domestic violence)

親密な関係での暴力を、ドメスティック・バイオレンス、略してDVと言います。この親密な関係を、今の日本の法律では、「婚姻関係における共同生活(に類する共同生活を営んでいないものを除く)をする関係」と定義しています。これは、事実婚や元配偶者、同性のパートナーシップも含めた関係を意味していて、すべての親密な関係での暴力被害を保護できるようになっています。法律で決められている親密な関係性における暴力とは、①身体的なもの直接的な力の行使 ②精神的なもの一相手の心を傷つける ③性的なもの一性的行為の強要などの3つで定義されています。具体例は下表の通りです。

【DV行為の例】	行為の例
身体的暴行	殴る、蹴る 物を投げつける 身体を傷つける可能性のある物で殴る 刃物などを突きつける 髪をひっぱる、突き飛ばす、首を絞める 熱湯をかける(やけどさせる)
心理的攻撃	大声でどなる、ののしる、物を壊す 何を言っても長時間無視し続ける ドアを蹴ったり、壁に物を投げつけたりして脅す 人格を否定するような暴言を吐く 暴力行為の責任をパートナーに押しつける 子供に危害を加えるという脅す SNSなどで誹謗中傷する 交友関係や電話・メールを細かく監視する 行動や服装などを細かくチェックしたり、指示したりする 家族や友人との関係を制限する 他の異性との会話を許さない
経済的圧迫	生活費をわたさない デート費用など、いつもパートナーにお金を払わせる お金を借りたまま返さない パートナーに無理やり物を買わせる
性的強要	無理やり性的な行為を強要する 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる 避妊に協力しない 中絶を強要する

注:例示した行為は、相談の対象となり得るものを記載したものであり、すべてが配偶者暴力防止法第1条の「配偶者からの暴力」に該当するとは限りません。(政府広報オンライン2017年11月28日)

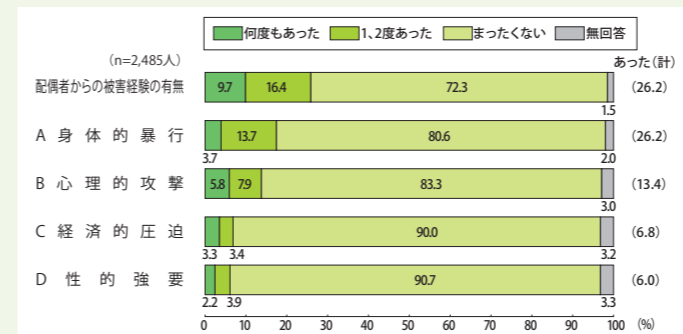
※イラストはDVサバイバーの子どもによる作品です。

親密な関係での暴力は、特別な人が特別なときにしているわけではありません。2018年の調査では、配偶者(事実婚も含む)からのDVの被害体験は、約4人にひとりの割合にあるとの結果があります。

そして、職業・性別・社会階層などに関係なく、どのような人でも加害者にも被害者にもなりうる可能性があります。加害者の中には、人当たりが良く社会的信用もあり、周囲の人からは「家で妻に対して暴力をふるっているとは想像できない」と思われていて、家庭という密室でのみ暴力をふるう人がいます。一方で、普段から誰に対しても暴力的で、見知らぬ人に対しても言いがかりをつけて暴力をふるう人もいます。

被害者の中には、外では笑顔で仕事をバリバリしていて、とても家庭で暴力をふるわれているとは思われない人がいます。一方で、普段から落ち込みが激しく、いつもため息をつき、日常の些細なことでも気に病むような人もいます。また、暴力も、身体的な大きな暴力は一度しかないが、いつも繰り返し暴言を吐かれていたり、もしくは何回か繰り返されたり、毎日の日常になっていたり、あらゆる形で見られます。病気などに起因する、アルコール依存や薬物依存、精神障害等が関連して暴力をふるっていると考えられる人もいます。

【配偶者からの被害経験の有無】



内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書(平成30年3月公表)」資料より作成

2.“被害・加害”に気づかない

親密な関係では、こうした暴力があることに気づけないことがよくあります。それは、加害者が「お前が悪いからだ」とか、「愛するからこそ、なのだ」などの暴言と共に暴力をふるうので、被害者は「自分が悪いから、もう逃げられない」と感じたり、「愛されているのだ」と思い込まれたりするからです。また、暴力と分かっている、経済的な不安が大きかったり、子どものために我慢しなければと思う、何もかも失ってまでは逃げられないと思うことで、暴力が無かったかのように生活を続けようと努力してしまうからです。しかも、暴力が24時間ずっと続いているわけではなく、優しいときも楽しいときもあるから、被害者にとっては余計に訳が分からなくなってしまいます。

3.“暴力”への適応

親密な関係での暴力は、日常化して何回でも繰り返されます。離婚や別居していても、電話やメールで暴言と日常会話が混ざったまま、繰り返されます。そのため、加害者も被害者も、どちらも暴言や暴力に適応し、加害者にとって暴力をふるうことは、当たり前のことと感ずるようになります。被害者は、「いつものことだから」「私さえ我慢すれば」という反応が起きてきます。

被害者は、緊張や恐怖を少しでも和らげるため、サバイバルスキルとして適応という反応をし、起きていることが暴力なのかどうかわからなくなってしまいます。また、被害者は、このような緊張と恐怖の中で、日常が暴力に晒されることで、ケガや痣などの身体的な影響を受けるにとどまらず、PTSD(post-traumatic stress disorder:心的外傷後ストレス障害)に陥るなど、精神的な影響を受けることもあります。

【PTSDとは】地震や台風といった自然災害、航空機事故や鉄道事故といった人為災害、強姦、強盗、誘拐監禁などの犯罪被害等の後に生じる特徴的な精神障害ですが、配偶者からの繰り返される暴力被害の後にも発症することがあります。PTSDの症状としては、自分が意図しないのにある出来事が繰り返し思い出され、そのときに感じた苦痛などの気持ちがよみがえったり、体験を思い出すような状況や場面を、意識的又は無意識的に避け続けたり、あらゆる物音や刺激に対して過敏に反応し、不眠やイライラが続いたりすることなどがあります。

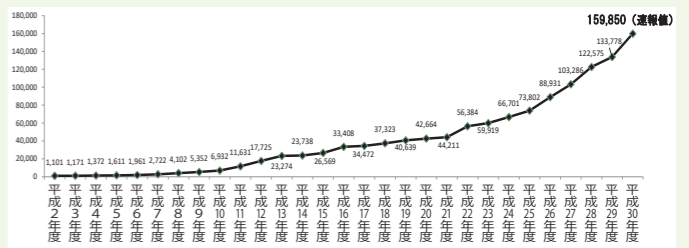
(資料:内閣府男女共同参画局「配偶者暴力被害者支援情報」)

4.面前DVという心理的虐待

長い間、DVと子どもの虐待は別のこととして扱われていて、DVは被害者支援だけで精一杯な環境になっていました。しかし、ようやく、こうした親密な関係での暴力を見たり聞いたりしている子どもたちにも、「何か影響があるのでは」と、脳科学の研究が進み、子どもたちの様々な心の傷が、脳へも影響を与えていることが分かってきました。

そこで、2004年から、子ども(18歳未満)の目の前で配偶者や家族に対して暴力をふるうことについても、児童虐待防止法で心理的虐待のひとつに認定されました。2012年からは、警察がDVの現場に駆け付けて相談を受けたときは、子どもへの虐待として児童相談所へ通報するようになりました。2016年には、警察から児童相談所への「面前DV被害通告」が全通告数の約半分になるほど、増加の一途をたどっています。下のグラフは、厚生労働省が2019年8月1日に発表した2018年度の全国の児童相談所の児童虐待対応件数です。総数は前年度比19.5%増の15万9,850件(速報値)で、1990年度に統計を取り始めて以降、28年連続で増加しています。

虐待の内容別では、言葉や態度で子どもを傷つける「心理的虐待」が最多の8万8,389件で全体の55%を占めていますが、その半数以上が面前DVです。「身体的虐待」は25%(4万256件)、「ネグレクト(育児放棄)」18%(2万9,474件)、「性的虐待」1%(1,731件)です。ここでも面前DVが心理的虐待の総数を押し上げているのが分かります。



厚生労働省「平成30年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数(速報値)」資料より作成

